

ラーケーション（体験活動推進日）の取得等について

茨城県立古河第二高等学校

1 「体験活動推進日」とは

生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で、設定する日である。

ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではない。

2 内容

- ① 年5日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定する。
- ② 年度内に5日間を取得できなかった場合、残った日数を次年度に繰り越すことはできない。

3 対象

全県立中学校、高等学校及び中等教育学校

4 実施時期

令和6年4月1日より実施する。

5 申請方法

保護者等が1週間前までに学校に申請する。

申請における提出書類等の種類については、以下の通りとする。

- A. 体験活動推進日カード（1週間前までに提出する）
- B. 体験活動報告書（終了1週間後までに提出する）

6 取得できない期間

- ① 4月中
 - ② 定期考査1週間前から追考査終了までの期間中
 - ③ 入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式などの式典行事に係る場合
 - ④ 介護実習期間とその前日
 - ⑤ 特別活動関連の行事（文化祭・クラスマッチ・体育祭等）に係る場合
 - ⑥ 内科検診・眼科検診等、検診の対象となっている場合
 - ⑦ その他外部との関わりがある行事等で、学校が取得できないと判断した日
- ※学年ごとの行事の時は、該当学年に係る生徒のみが取得できない期間となる。

7 取得できない状況

- ① 欠課時数が極端に多い場合。
 - ② 学業に著しく悪影響が出る場合。
- ※上記2点については、ラーケーションの取得を認めない場合がある。

8 諸帳簿おける取扱い

- ① 指導要録及び調査書
 - ・「出席停止・忌引等」とする。理由については「(体験活動推進日〇〇日)」とする。
- ② 出席簿
 - ・「ラーケーション」と記載し、欠席扱いにしない。
 - ・集計は「出席停止・忌引」の欄に日数を記入する。
- ③ 成績一覧表
 - ・「出席停止・忌引等」に加算する。欠席には算入しない。

9 申請の方法

- ① 原則として、体験活動推進日を取得しようとする日の8日前までに申請をする。
 - ・申請は、保護者が電話で行うものとする。電話のない場合は、無効とする。
 - ・1週間前までに「体験活動推進日カード」を担任に提出する。事前に提出のないものは、無効とする。
 - ・「体験活動取得カード」には、保護者の署名・捺印を必要とする。
- ② 「体験活動推進日カード」に必要事項を記入する。
 - ・全ての欄をもれなく記入する。記入漏れ、誤字脱字の多いもの、意味が不明瞭なものについては、再提出とする。
 - ・再提出により1週間前に提出できなかった場合、無効とはせず受理する。
- ③ 「体験活動推進日カード」を受理した後、担任または副担任は、保護者に受理した旨を電話連絡する。
- ④ 取り消す場合は、保護者が電話で連絡する。

10 活動体験推進日における生活について

- ① 事件事故に巻き込まれたり、ケガ等することのないよう、十分に注意して行動する。
- ② ケガ等があった場合、学校管理下の活動ではないため、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度の対象外となる。保護者の責任の下、実施前に家庭で個別に保険に加入するなどして対応する。
- ③ ラーケーション取得により受けられなかった授業については、生徒個人の自習で補う。
- ④ 保護者の同伴は、必ずしも必要としない。

11 報告書の提出について

- ① 体験活動推進日の終了1週間後までに、報告書を提出する。
 - ・1週間を超えて提出した場合は無効とし、欠席扱いにする。無効となったために欠席扱いとした場合は、その理由を「家事都合」とする。
 - ・記入漏れ、誤字脱字、意味が不明瞭な報告書については、再提出を求める。
 - ・再提出により1週間を超えて提出となった場合は、報告書を受理し、欠席扱いとしない。
 - ・再提出を求めてから1週間を超えて再提出がなかった場合は、権利を放棄したものとみなし、欠席扱いとする。
 - ・病気などやむを得ない理由で報告書の提出ができない場合、保護者が担任に連絡し、登校後3日以内に報告書を提出する。

- ② 報告書には保護者の署名・捺印を必要とする。
 - ・保護者の署名・捺印がないものは、無効とし、欠席扱いとする。
- ③ 報告書には、保護者の同伴の有無について記入するものとする。

ラーケーションの申請に関するQ&A（生徒・保護者向け）

○場所をどこに設定しても、体験活動があれば何でも良いのか。

→その場所でしか学ぶことができない体験をすることが大きな目的です。そのために、申請の際は具体的な場所と、どのような体験をするのかを申請書に記載してください。

○ラーケーションに虚偽の記載をして、学校をさぼった場合はどうなるのか。

→嘘をついていることが分かった時点で、ラーケーションと称して取った休みは欠席として扱います。

○1週間前にラーケーション申請の書類が出せない場合、どうすれば良いか。

→基本的には1週間前に書類を出せないものについては、受理しません。計画的にラーケーションを取得するようお願いいたします。

出席停止・公欠等やむを得ない場合は、担任を通じてご相談ください。

○一度書類を提出したが、再提出を求められた。1週間前に出せないがどうすれば良いのか。

→再提出に関しては、事前にラーケーション取得の意向を確認していますので、1週間前でなくても受理します。ただし、再提出が取得しようとする日の前日にならないようにしてください。

○ラーケーションが取れるケースと取れないケースをはっきりさせてほしい。

→昨年度、許可が下りた例を以下に列挙します。

- ・沖縄方面（美ら海水族館・戦争資料館）
- ・県外に住む祖父母宅（農作業の手伝い等）
- ・横浜方面（赤レンガ倉庫・中華街）
- ・間々田保育園（保育の手伝い）
- ・舞浜アンフィシアター（劇団四季）
- ・東京ドーム（海外のイベント）
- ・東京ディズニーリゾート など

→どれが良くてどれがダメなのか、はっきりした線引きはできませんが、行く場所と体験活動（及びその活動で何を学ぶか）の関係性が明確であり、平日でなければならない事情がある、ということが必要です。

○原付免許取得については、ラーケーションでも良いのではないか。

→原付免許取得におけるラーケーションについては、まだ検討が必要です。当面の間、昨年度と同様、ラーケーションの取得は認めません。

○自動車の免許取得については、ラーケーションを取れるのか。

→職員会議にて、「自動車免許取得に関しては、免許センターでの本試験受験の場合のみ、ラーケーション取得を認める」となりましたので、それで運用したいと思います。

なお、教習所への通学につきましては、ラーケーションの対象となりません。

ラーケーションの申請に関するQ & A（教員用）

- 場所をどこに設定しても、体験活動があれば何でも良いのか。
- その場所でしか学ぶことができない体験をすることが大きな目的です。そのために、申請の際は具体的な場所と、どのような体験をするのかを申請書に記載してください。
- ラーケーションに虚偽の記載をして、学校をさぼった場合はどうなるのか。
- 嘘をついていることが分かった時点で、ラーケーションと称して取った休みは欠席として扱います。生徒及び保護者に事情を聴取して、事実が判明しましたら、出席簿の訂正・ラーケーションの取り下げ等、しかるべき処置をとってください。
- なお、虚偽の申請・報告による特別指導の処置は、現在の所考えておりません。
- 1週間前にラーケーション申請の書類が出せない場合、どうすれば良いか。
- 基本的には1週間前に書類を出せないものについては、受理しません。計画的にラーケーションを取得するよう、先生方も生徒にご指導ください。
- 出席停止・公欠等やむを得ない場合は、ご相談ください。
- 一度書類を提出したが、再提出を求められた。1週間前に出せないがどうすれば良いのか。
- 再提出に関しては、事前にラーケーション取得の意向を確認していますので、1週間前でなくても受理します。ただし、再提出が取得しようとする日の前日にならないようにしてください。
- 誰がラーケーションを取ったのかがわからない。
- 昨年度は書類を全て教務が保管していましたが、今年度は申請の許可が出たら、申請書を担任に戻す方向で進めたいと考えています。教務ではコピーをとって保管しますので、原本を紛失しないようご注意ください。
- ラーケーションが取れるケースと取れないケースをはっきりさせてほしい。
- 昨年度、許可が下りた例を以下に列挙します。
- ・東京ディズニーリゾート（ランド・シー）
 - ・沖縄方面（美ら海水族館・戦争資料館）
 - ・横浜方面（赤レンガ倉庫・中華街）
 - ・間々田保育園（保育の手伝い）
 - ・舞浜アンフィシアター（劇団四季）
 - ・東京ドーム（海外のイベント）
 - ・県外に住む祖父母宅（農作業の手伝い等） など
- どれが良くてどれがダメなのか、はっきりした線引きはできませんが、行く場所と体験活動（及びその活動で何を学ぶか）の関係性が明確であるということが必要です。
- 原付免許取得については、ラーケーションでも良いのではないか。
- 原付免許取得におけるラーケーションについては、まだ検討が必要です。当面の間、昨年度にならって、ラーケーション取得をさせない形をお願いします。
- ・原付免許は、長期休業中に取得することを限定していない。
 - ・原付は通学に使用できないため、学校生活に関する使用目的は何になるのか不明瞭である。
※家の事情で取得するならば、「家事都合」に当たるのではないかな。
 - ・原付免許取得は「体験活動」なのか「学校外の学修」なのか、定義づけが難しい。
- 自動車の免許取得については、ラーケーションを取れるのか。
- 内規の41ページ「5 免許取得規定」の（3）に、以下の文言があります。
- 「自動車運転免許取得のため、学業に支障をきたすことの無いよう十分に注意する。また、定期考査1週間前及び考査期間中の自動車学校への通学は禁止とする。」
- 4月21日の職員会議にて、「自動車免許取得に関しては、本試験受験の場合のみ、ラーケーション取得を認める」となりましたので、それで運用したいと思います。